

## 序章 都市計画マスタープラン策定の主旨

### 序－1

### 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

#### (1) 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

##### 1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称です。

住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域ごとの整備、開発又は保全の課題と方針をよりきめ細かく定めることのできるものです。

##### 2) 策定の背景と目的

背景1：少子高齢化や人口減少の進行、過疎化の進行と地域活力の低下、経済・雇用環境の変化、情報化の進展、環境問題の顕在化、地方分権社会の推進や厳しい地方財政状況など社会情勢が変化している。

背景2：本市は、第5次綾部市総合計画を平成23年3月に策定した。

背景3：都市計画法第18条の2に市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の策定が定められている。

これらの背景の中、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、整備方針、諸施策の計画などを、きめ細かく総合的に、市民の意見を反映させながら定めることが重要であり、第5次綾部市総合計画で定める将来都市像「住んでよかった・・・ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」実現のため、時代背景や社会情勢の変化に対応し、将来的にも持続可能な都市づくりの基本的な方針を示すことを目的とします。

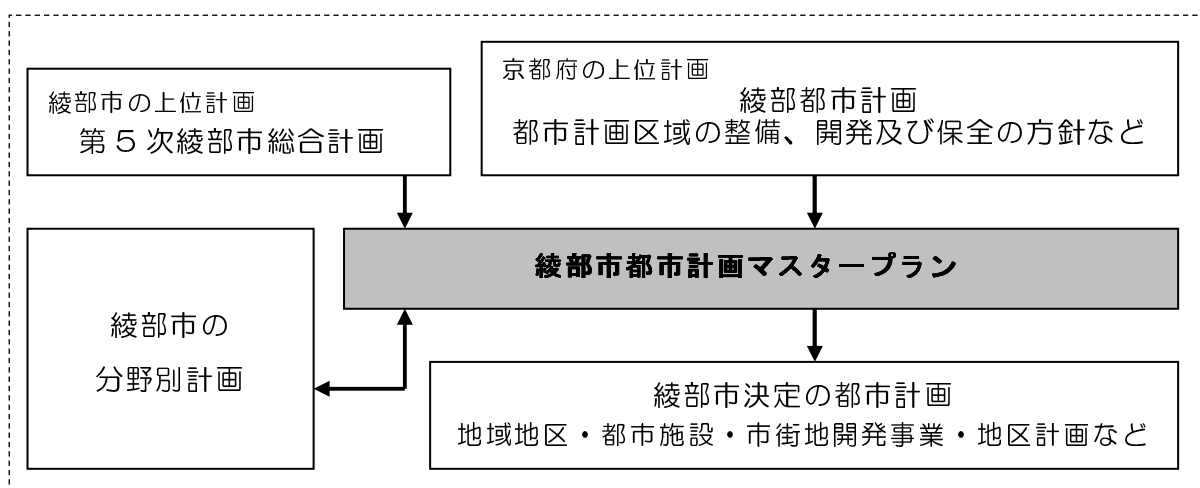
#### (2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの主な役割は次のとおりです。

- 1 実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- 2 将来のまちづくりや都市計画に対し、市民の理解を深める。
- 3 各都市計画間の相互の調整を図る。
- 4 土地利用の規制・誘導や都市施設など、都市計画に関する施策や事業の決定、変更の指針となる。

### (3) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、「第5次綾部市総合計画」及び京都府が策定する「綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めます。また、各分野別計画と連携を図ります。



図－1 綾部市都市計画マスタープランの位置づけ

#### ● 都市計画マスタープランの位置づけ【都市計画法第18条の2】

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

法18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(1) 計画の対象区域と計画期間

1) 対象区域

本市域には、都市計画区域の内・外がありますが、全市域を一体的、計画的にまちづくりを進めていくため、計画の対象区域は全市域とします。

2) 計画期間

計画の期間は、長期目標として概ね20年後の平成44年度を展望しつつ、概ね10年後の平成34年度までを計画期間とします。

表－1 行政区域等面積

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域	34,711	100.0
都市計画区域	19,543	56.3
市街化区域	740	2.1
市街化調整区域	18,803	54.2
都市計画区域外	15,168	43.7

(2) 計画策定の流れと構成

